様式第16号（第13条関係）

（表面）

児童手当及び特例給付　受給資格調査員証

第　　号

写真

官　職
又は職名

氏　名

生年月日

児童手当法第27条（同法附則第２条第３項において準用する場合を含む。）に定める当該職員であることを証する。

平成　　年　　月　　日　交付

市町村長又は児童手当法第17条第１項（同法附則第２条第３項において準用する場合を含む。）の規定によって読み替えられる同法第７条第１項（同法附則第２条第３項において準用する場合を含む。）の認定をする者

印

（裏面）

児童手当法（抄）

（支給の制限）
第10条　児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第27条第１項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。
（届出）
第26条　（略）
３　児童手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、前２項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第17条第１項の規定によって読み替えられる第７条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。
（調査）
第27条　市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。
２　前項の規定によって質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
附　則
（特例給付）
第２条　（略）
３　第６条第２項、第７条第１項及び第３項、第８条から第11条まで、第12条第１項、第13条から第19条まで（第18条第１項、第２項及び第６項を除く。）、第22条第１項、第22条の２から第22条の４まで、第23条から第29条まで（第24条の２及び第26条第２項を除く。）並びに第30条の規定は、第１項の給付について準用する。（以下略）

注　意
１．この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
２．この調査員証は、交付の日から１年間有効とする。
３．この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要となったときは、速やかに、返還しなければならない。

備考
１．厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
２．大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第一条を第一条の四とする改正規定、第十二条第一項の表の改正規定（第一条の四第一項の項、第一条の四第一項第一号の項及び第一条の四第二項第八号の項に限る。）、第十五条の表の改正規定（第一条の四第一項及び第二項第一号の項並びに第一条の四第二項第一号の項に限る。）及び次条の規定は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百二十号）の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある次の各号に掲げる様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

一　この省令による改正前の様式

二　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第五十一号）の様式

三　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則の様式

（厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部改正）

第三条　厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成十二年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「児童手当及び子ども手当勘定」を「子どものための金銭の給付勘定」に改める。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「児童手当法施行規則」を「旧児童手当法施行規則」に改め、同条中「児童手当法（」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（」に、「児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第六十六号）による改正前の児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号。附則第二条において「旧児童手当法施行規則」という。）」に改める。

附則第二条中「児童手当法施行規則」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法施行規則」に改める。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第五条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）」を「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下この条において「旧児童福祉法」という。）」に改め、同条第二項中「児童福祉法」及び「同法」を「旧児童福祉法」に改める。

第七条第二項第一号中「第六条の二第八項」を「第六条の三第八項」に改め、同項第二号中「第六条の三第二項」を「第六条の四第一項」に改める。